

2024年7月

各位

株式会社 山形銀行

外国送金（仕向・被仕向）に関するお願い

平素より山形銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当行では「外国為替及び外国貿易法」および「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に加え、「米国 OFAC 規制」等、各国経済制裁関連規制等を遵守するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止する態勢の強化に努めております。

つきましては、外国送金（仕向・被仕向）取引（※）に関しまして、上記の規制等に該当しないことを確認させていただきます。そのため、仕向送金のご依頼からお取組（代り金および手数料のお支払）、または被仕向送金到着のご連絡からご入金までに数日を要する場合がありますほか、お取組またはご入金後においても追加の確認資料のご提示や詳細なご説明をお願いすることがございます。

当行が依頼したご説明や確認資料のご提示にご協力いただけない場合のほか、ご説明や資料のご提示の結果、当行の判断によりお取引をお断りする場合がございますので、予めご了承承願いたします。

お客さまへはお手数をお掛けいたしますが、下記の事項について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※ 国内の外貨建送金・非居住者円送金を含みます。

記

1. お取扱いできない取引がございます。

次の(1)～(12)のいずれかに該当する場合、当該送金取引の受付をお断りしております。

- (1) 仕向送金の依頼人、または被仕向送金の受取人が仮想通貨関連企業、資金移動業者、両替業者のいずれかに該当する場合
- (2) 仮想通貨売買等の仮想通貨に関連する投資を目的に行う取引
- (3) 複数名による「まとめ送金」など犯罪収益の収受にあたる可能性のある取引
- (4) 詐欺事案に該当する可能性のある送金
- (5) 違法性があり輸入が禁止されていることが明らかな物品（麻薬、拳銃、児童ポルノなど）の決済に該当する送金取引
- (6) オンラインカジノ等の賭博に関連する送金取引
- (7) 送金内容に矛盾があるなど、真偽に疑義のある送金
- (8) 「外国為替及び外国貿易法」の規制及び「米国 OFAC 規制」に該当する取引
- (9) 北朝鮮・イランに関連する取引
- (10) 送金原資が現金である取引
- (11) 贈収賄等の不正な資金の授受に関連する可能性がある送金
- (12) 人権侵害、強制労働、売春、臓器売買等に関連する可能性がある送金

2. 【仕向送金の場合】現金（円貨・外貨）によるお取扱は行っておりません。

- (1) 現金による外国送金は、資料による送金原資の確認が困難なため、受付をお断りさせていただきます。
お客さまご本人名義の当行預金口座とのお取引に限定したお取扱いとしております。
- (2) 外国送金の直前（1週間以内日処）に「現金」を代わり金引落口座に入金した場合においても、現金取引とみなし、受付いたしません。
なお、入金から1週間を経過することがお取扱いの基準ではございません。1週間を経過していても、送金原資を確認できる書類のご提示をお願いする場合がございます。

3. 【仕向送金の場合】送金原資の確認をさせていただきます。

当行の給与振込口座や売上入金口座等、お客さまの送金原資の出所が明らかである預金口座を通じたお取引をお願いいたします。預金口座の取引履歴で送金原資が確認できない場合は、お通帳（当行・他行）や給与明細など送金原資の確認ができる資料のご提示をお願いいたします。

4. お取引内容（金額、目的、頻度、相手方等）の確認をさせていただきます。

- (1) お取引内容（金額、目的、頻度、相手方等）について、確認ができる資料（契約書や請求書等）のご提示や、情報提供をお願いいたします。
- (2) 場合により、相手方について詳細な情報（本店所在地、代表者、実質的支配者等）をご提示いただく場合がございます。
- (3) （仕向送金の場合）受取人名において、ミドルネーム等を省略している場合は、フルネーム（正式名称）をご確認のうえ原則フルネームを記載してください。省略された名義が口座名義となっている場合は、フルネームと口座名義を併記してください。
- (4) （仕向送金の場合）受取人住所が「P.O.BOX」となっている場合は、受取人が実際に居住している住所を確認いただいたうえで、居住住所（法人の場合は所在住所）を記載してください。

確認させていただく項目		ご提示をお願いする書類の例	
送金目的・受取理由	貿易取引	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入許可通知書 ・輸出許可通知書 ・原産地証明書(Certificate of Origin) ・船荷証券(Bill of Lading) ・ 請求書(Invoice) ・梱包明細書(Packing List) ・ 売買契約書(Sales Contract) 	
	貿易外取引	生活費	<ul style="list-style-type: none"> ・お取引の相手方との関係性が確認できる書類 (戸籍謄本、相手方の身分証明書、公正証書等)
		学費	<ul style="list-style-type: none"> ・授業料の請求書 ・入学・在学の状況を確認できる書類
		医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費の請求書 ・入院・通院の状況を確認できる書類
		投資	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書、商品パンフレット等
		不動産売買	<ul style="list-style-type: none"> ・売買契約書、建築請負契約書
		貸付金、出資金	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭消費貸借契約書、議事録等
		自己資金の移動	<ul style="list-style-type: none"> ・口座の内容を確認できる書類(通帳、ステートメント等)
送金原資(仕向送金の場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・送金原資の出所がわかる書類 (給与、年金、保険金、相続預金、売上金等が入金されたことがわかる通帳、入金金明細等) 	

※ ご提示いただいた確認資料等は、原則写しをいただきます。

5. 以下のお取引では、より詳細な情報提供をお願いする場合がございます。

- (1) 短期間のうちに頻繁に行われる取引
- (2) 開設後間もない口座や、長期間ご利用のない口座との取引
- (3) お客さまの過去のお取引、職業や事業内容、目的や相手方との関係等から、多額と思われる取引
- (4) お客さまのご住所や勤務地から離れた支店でのお取引
- (5) 国内外の当局による規制に抵触する可能性のあるお取引

※ 以下①～③のいずれかに該当する外国送金は、原産地・船積地域等に関する資料および送金内容がわかる資料（上記4.を参照）のご提示（添付）をお願いいたします。

① 輸入取引／仲介貿易送金等のお取引で、輸入品目等が以下 21 品目に該当するお取引

商品の品目	受取人または受取人取引銀行の所在地
うに、あさり、さるとりいばらの葉、まつたけ	全地域
しじみ、はまぐり、赤貝、あわび、ずわいがに、けがに、えび、たこ、ひらめ、かれい、うにの調製品、なまこの調製品	中国（香港・マカオを含む） 韓国 ロシア
ナッツ、絨毯、ブーツ、いちじく、ドライフルーツ	イラン

② 中国東北 3 省または北朝鮮の近隣都市に関連するお取引

省名	地名	英語表記	省名	地名	英語表記
吉林省 JILIN	延吉市	YANJI	吉林省 JILIN	汪清県	WANGQING
	琿春市	HUNCHUN		安図県	ANTU
	通化市	TONGHUA	黒龍江省 HEILONGJIANG	牡丹江市	MUDANJIANG
	図們市	TUMEN			
	龍井市	LONGJING			
	和龍市	HELONG	遼寧省 LIAONING	丹東市	DANDONG
	敦化市	DUNHUA		東港市	DONGGANG
長白県	CHANGBAI	鞍山市		AN SHAN	
			本溪市	BENXI	

③ 中古車、中古車部品、中古タイヤ等の輸出または仲介貿易に係る決済取引

なお、外国送金のお申込後であっても、経由銀行や支払銀行の事情等により、ご資金を返却させていただく場合がございます。その際は、別途、所定の手数料が必要となります。

【 本件に係るお問い合わせ先 】 山形銀行金融市場部 国際業務グループ
電話：023-623-1221（受付時間：平日 9:00～17:00）

以上